

新庁舎建設に関する調査特別委員会 (第 31 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 29 年 2 月 13 日（月曜日）		
開 会	午後 0 時 59 分	閉 会	午後 1 時 47 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 房安 光		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子 議事係主任：増田 和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁舎整備局長：小林 俊樹 庁舎整備局次長：藏増 祐子 庁舎整備局局長補佐：尾坂 和昭 庁舎整備局主幹：宮崎 学 庁舎整備局主幹：田中 友一 庁舎整備局主任：北村誠太郎		
傍 聴 者	1 名		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後0時59分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 それでは、第31回新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

委員の皆様、きょうは非常に豪雪で、私、ちょっと1時間半ぐらいおくれて、建水にちょっとおくれましたけど、2時間かかられた方もありますし、公共交通のほうはちょっとバスがストップしますし、列車のほうも間引き運転、いろいろ全時間がわかりませんので、できるだけ早く終わりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、傍聴の方が1名おられますので許可しております。それと、今回、下村委員さんがちょっと議長ということで、今度、新しく房安委員さんを委員として現在入っておられますので、一言御挨拶をお願いいたします。

◆房安 光 委員 大変久しぶりに庁舎の委員会に帰ってまいりました。下村議長と交代で務めさせていただくことになりました。何か新米委員でございますので、何分よろしゅうをお願いいたします。どうもありがとうございます。

◆寺坂寛夫 委員長 ありがとうございます。

それでは、早速委員会へ入りたいと思います。

まず、総務部長、どうぞ。

○河井登志夫 総務部長 総務部長の河井でございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

まずもって、今、委員長さんのほうからお話がありました、今回の豪雪でございます。91センチという33年ぶりの豪雪ということで、きょうのお昼のニュースでもいろいろ市民生活にも影響が出るとということでございます。都市整備部サイド、日夜、昼夜を問わず一生懸命除雪もやっております。一時期に比べまして、やっぱり民間業者さんをお願いしとる部分もありますが、やはり業者さんも、委託業者も減つとるといようなこともございますし、何年かぶりというか、そういうことで対応という部分も苦慮をしているところでございます。

ごみのほうにつきましても、収集のほうも鋭意やっとするわけですけども、なかなか細いところに入れれないという現状もございます。ただ、この御不便をなるべく早く解決するために努力しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。いろいろ御不便をかけておりますが、よろしく願いいたします。

◆寺坂寛夫 委員長 そうしますと、鳥取市新本庁舎の建設工事発注方法等の検討委員会の提言等につきまして、執行部、お願いいたします。

藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 内容といたしまして1点書かせていただいておりますが、鳥取市新本庁舎建設工事発注方法等検討委員会の提言等についてということで書かせていただいております。内容につきましては2点ほどございます。資料のほうは3種類準備させていただいております。

最初に、提言書のほうについて御説明を申し上げたいと思います。冊子の提言書につきましては、提言書が提出されましたときに皆様のほうに資料提供のほうをさせていただいております。

す。お手元にございませんでしたら、また、こちらのほうにも準備させていただいております。資料としましては、その冊子のほうを概要ということで簡略したものを準備させていただいておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

では、提言について、初めに説明をさせていただきます。新本庁舎にふさわしい発注方法などを専門的な立場から協議をして、鳥取市に提言するために委員会を昨年10月に設置をいたしております。その10月から本年1月まで4回にわたり慎重に委員会のほうで議論を重ねていただきまして、検討結果を提言書ということでまとめていただいております。今月1日には、その1日でございますが、委員会の委員長と副委員長のほうから市長のほうへ提言書を提出させていただいております。この内容につきまして、A4、1枚の概要のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、検討に当たっての視点ということで、1項目めでございますが、新本庁舎に求められる高い機能やかつてない事業規模から、次の5つの視点に基づきまして御議論をいただいております。1点目が工事品質の確保、それから、2点目が経済的な合理性の確保、3点目に競争性、公平性、透明性の確保、4点目に地域経済の活性化、それから、5点目に円滑な事業スケジュールということで、以上の5点が重要であるということで、ここに視点を置いていただいて委員の皆様にご検討をいただいております。

2項目めが提言の内容でございますが、主には3点ございます。

1点目は、書かせていただいておりますが、品質や競争性に十分配慮した分離分割発注の採用ということで、これは発注区分についての御提言でございますけれども、可能な限り市内業者へ発注するというのをこれまでの全体構想、25年の11月ですけれども、全体構想や、27年の7月ですが、基本計画を踏まえまして分離分割発注を採用することが適しているというふうにご提言をいただいております。

2点目は、高い技術力が必要な工事は市内業者と市外業者の共同企業体へ発注、その他の工事は市内業者へ発注という御提言をいただいております。これにつきましては、地域要件についてでございますけれども、新本庁舎の建設は高い機能やかつてない事業規模から高い技術力や高額な資本投入などが必要なものでございまして、その中でも庁舎等建築工事、電気工事を受変電設備等と書かせていただいておりますが、いわゆる強電の部分でございますが、電気工事、それから空調換気工事につきましては、市内業者だけでは十分な参加者数が見込めないおそれがございまして、市内に限定せずに市外業者も含めた共同企業体へ発注せざるを得ないであろうという御意見をいただいております。そのほかの工事につきましては、市内業者に限定して発注することが重要な取り組みであるという御提言をいただいております。

3点目につきましては、共同企業体結成方式は工事案件ごとに2つの方式から選択というふうにごさせていただいておりますが、これにつきましては、そもそもの多くの市内業者がかかわれる点で、参加形態は共同企業体が望ましいということをお願いをいただいております。この共同企業体の結成の方法について、ここで御提言をいただいております。分離した工事の中でも事業規模が最も大きい庁舎棟建築工事につきましては、競争性確保の点から代表構成員とその他の構成員を別々に募りまして、入札後に共同企業体を結成する方法を採用することが適当

であると。その他の工事につきましては、従来どおり入札前に結成して応募いただく方式が適当であろうというふうに御提言をいただいております。

以上3つが主な提言の内容でございますが、4点目に具体の意見といたしまして、発注に当たっての留意点ということで御意見をいただいております。庁舎棟建築工事の落札者選定方法というふうに書かせていただいておりますが、これは、選定方法として価格評価であるか総合評価であるかということ、委員会の中でも随分御議論をいただきました。それぞれのメリットなりを御議論いただきました。また、入札が有効に成立するためのさらなる工夫の検討ということにつきましては、適切な入札の条件などについてでございますけれども、こういうことについても御議論いただきましたが結論には至りませんで、委員会の中では、実施設計の内容や鳥取県の東部管内であるとか鳥取市内であるとかの建設需要の動向を踏まえまして、予定されている工事期間内に事業が完成できるように引き続き検討していただいて、発注していただきたいというふうな御意見をいただいております。

以上が提言の内容でございますけれども、今後、提言書をもとに具体的な発注方法の検討を行いまして、平成29年度からの建設工事に着手していきたいというふうに考えております。以上が提言の内容についてでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 続けてですか。

じゃあ、局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 引き続き、よろしいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 はい。

○小林俊樹 庁舎整備局長 そうしますと、もう1枚の資料のほうを説明をさせていただきます。新本庁舎建設（発注・工事）概略スケジュールというペーパーでございます。

ちょっと3点ほど説明させていただきたいんですけども、まず、1点目といたしまして、29年の当初予算を組まなきゃいけない時期になっておりまして、実施設計のほうは7月末までの予定ということではあるんですけども、予算を組むに当たって、ほぼ事業費のほうを固めていかなければならないということで、おおむね固めさせていただいたところでございます。

その中で、建設工事費につきましては少しといたしますか、3億9,000万ですね、増額することが必要だということになってきております。また後で細かく説明をさせていただきますけれども、簡単に申し上げますと、増加要因としましては非常用発電機、1基体制を考えていましたけれども、いろいろな特別委員会なり建設委員会なりの議論の中で、1基であれば万が一の場合心配だということで、補強する体制をとということで、2基体制を検討したということで4,000万円の増額ということになります。それから、先ほど提言のところでも説明いたしましたけれども、建設工事を可能な限り分離分割していこうということになりましたので、今までは一体で発注することを念頭に置いていました関係で、諸経費等で9,000万円増額になるということでございます。それから、これまで議会でも調査結果が明らかになり、工法も適切なものが大体想定される段階で追加をさせていただきますとっておりましたヒ素汚染土の処理方針が決まりましたので、それに伴いまして約2億6,000万増加をさせていただきたいということでございます。

一方、いいほうの要素としましては、これまで合併特例債を活用して、足りない分について

は基金を使うという方針でしたけれども、いろいろ財源を検討する中で、国等の補助金が活用できるということがわかりました部分について 3 億 2,000 万円あります。それから起債、合併特例債を借り入れするわけなんですけれども、計画を立てました時点では大体 0.85% ぐらいが利率であったところが、現在、平均的な借り入れや利率でいきますと 0.27% ということで、金利がかなり低下していますので、このあたりで逆に実質負担としては 2.3 億円減少するような要素も出てきているということでございます。

今の部分について、もう 1 枚の A4 の横のところで、ちょっともう少し詳しく説明をさせていきたいと思っておりますので A 横のペーパーをごらんいただけますでしょうか。

この表を見ていただきますと、まず、一番左側が基本計画時点の工事費等の概要でして、概算工事費は 93 億 2,000 万円を想定しておりました。延べ面積は 2 万 3,000 平方メートル、それから、財源としては合併特例債 88 億 5,000 万と基金 4 億 7,000 万ということで、それに償還に合わせて交付されます交付税を除きますと実質負担額は 34 億 9,000 万円という状況でございました。これをスタート時点としましてプロポーザルの提案を受けたわけですが、プロポーザルの提案を受けた久米 J V の提案、概算工事費、それから実質負担等に変更ありませんけれども、その時点でも既に、非常に単価的に物が苦しいということで、延べ面積は 2 万平方メートルという提案でございました。それを前提に基本設計を進めさせていただきまして、28 年 8 月末で基本設計を完了したわけですが、このときも概算工事費の 93 億 2,000 万は変更はないと。ただ、内訳としましては立体駐車場がふえたりということで、面積としては 2 万 1,560 平米までふえましたけれども、消費税のアップしなかった分とか、その他の調整をしまして、金額としては全く変更がないという状況で基本設計まで終わらせております。そして現時点ということなんですけれども、先ほど説明しましたように、非常用発電機 4,000 万、それから工事分割 9,000 万ということで、本体工事に関して 1 億 3,000 万円の増加をさせていただきたいという状況になっています。

非常用発電のところを少し詳しく説明をさせていただきますと、基本設計時点では 750 キロのものを 1 台備えようということでありましたけれども、この基本設計をまとめた説明の中で、やはりこの 1 台がとまったときのバックアップというものは必要ないんだろうかという御意見が出されました。それで検討するということをおっしゃるわけですが、やはり 750 キロを 2 台というのはコスト的にもかなりかかりますし、その後のランニングコストもかかるということがありまして、半分の 375 キロワットの 2 台体制を取り入れてみてはどうだろうということで検討をさせていただきました。

その結果、375 キロワットでも空調とか廊下とかの照明等は制限は必要ですけれども、基本的な防災機能の本部機能は維持できるということがわかりましたし、それから、ランニングコストの比較ということもしてみまして、30 年間にかかる経費、そういうものを積算してみました。その結果、2 台体制のほうが初期投資としては 4,000 万円高くなるんですけども、でき上がった時点のコストとしましては、全体は、750 の 1 基体制であれば 2 億 7,780 万、それが 375 キロの 2 基体制であれば 2 億 4,700 万ということで、むしろ 3,000 万円ほどトータルコストは安くなるということもわかりました。ということもありますので 2 台体制にしたいと。このランニングコ

ストの一番大きな部分というのは、非常用発電機は定期点検というものが何年に1回、必ず必要になってくるんですけども、その際に災害が起きると全くバックアップはありませんので、点検中に仮設発電機を設置しなければいけない。その仮設発電機が1回当たり1,400万円かかってくる、こういうことがありまして、その部分が非常に多かったということです。ですので、そういうことをトータル的に考えさせていただいて、375キロ、2基体制で進ませていただきたいというふうに考えております。

それから、もう1点の9,000万は、先ほども言いました分離分割するための諸経費ということでございます。

それから、土壌汚染対策のほうですけれども、2億6,000万増額になるわけですけども、これは、やはり検討していく中で、ヒ素汚染の処理の土壌量がどれぐらいあるかということが、持ち出して処理をするのか、あるいは、中で不溶化処理、溶け出さないような処理をしていくのかということが決まってくるんですけども、結果的には、処理をするためにいろんなプラントなり工事ヤードなどをつくることを考えると、発生する土の量であれば専門の処理場へ持ち出したほうが安いということがおおむねはっきりしてきましたので、掘削した汚染土については専門処理業者に持ち込むということで検討しております。その経費と、あとは、汚染部分が汚染してないところとまじり合ってしまうように矢板等で囲った上で工事をしていきますので、その経費ということで2億6,000万円を見込んでおります。以上のようなことで、概算工事費は3億9,000万円増の97億1,000万ということになります。

それで、財源のところを見ていただきますと、建設工事部分の補助金のところに3億2,000万ということを入れております。一番右下のところに補助金の見込みということで書かせていただいていますけども、今回の計画の中で地中熱利用をしていくことになりましたので、これで9,000万円。調査部分では10分の10の補助が出来ますし、工事部分でも3分の2の補助がいただけるということになりました。それから、市民交流施設で2億3,000万ということで都市再生整備計画交付金というのがいただけると。これは、7階建ての本庁舎棟の手前に2階建ての市民交流棟というのを設ける計画にしておりますけれども、この中に市民向けの多目的ホール、会議室等がありますし、CATVのスタジオ、FMのスタジオ等を設けることにしております。こういうものが中心市街地の活性化に役立つということで、そういう補助金がもらえるということで、これが2億3,000万円見込めるという状況でございます。

こういふことで財源を確保するとともに、先ほども言いましたけども、左下にちょっと書いております。合併特例債の返済額の算定ということで、1年据え置きで30年返済していくということになるんですけども、基本計画策定時では0.85%ということでしたけれども、現時点では0.27%ということで、この分がかなり大きく寄与するということがありまして、トータル的な実質負担額ですね、これは計画時の34億9,000万が現時点で32億6,000万ということになりまして、むしろ2億3,000万円減少をするというような見込みをしております。ですので、工事費は3億9,000万円ふえますけども、実質負担額は2億3,000万円減るであろうと、そういうような事業計画に変わってきているという状況でございます。以上、ちょっと事業費を説明させていただきました。

また、先ほどの資料にちょっと戻っていただきまして、今度は（2）のところをごらんください。この事業の実施に当たりまして、今まで設計を進めている中で、標準的な工事期間、22カ月とれば十分建設していけるということですとずっと進めてきましたけども、最近になりまして、久米JVのほうから工期が足りないのではないかとということでもちょっと相談がなっています。年末の最後の協議のときだったんですけども。といいますのが、ゼネコン等が久米側にどんな計画なんですかというような話を聞いてくる中で工期を聞いて、その工期だと非常に今厳しいですよというような話が何社からも寄せられているということです。

その要素としましては、やはり鳥取県の東部が最近物すごく建設工事が多いという状況がありまして、中央病院、日赤、それから敬愛高校、城北高校、それから三津白寿苑、ダイキンとかいろいろありますし、それ以外にも、29年度から予定されているというような大規模工事や耐震改修等もあるというようなことで職人が集められないと。鳥取ではかなり職人を集めるのは難しくなってきたよそこから連れて来なきゃいけない。その上に、連れてきても宿泊する場所がなくてなかなか工事の段取りが難しい。どちらかという、仕上げのほうの工程よりも最初のほうの基礎工事とか躯体を立ち上げるような段階の職人が非常に集めにくくなっていますというようなことがあって、このあたりでかなり苦慮しているというような相談を受けています。いろいろ相談をしましたがけれども、市のほうとしては後ろの工期を延ばしていくことについては、仮に今後不落札等がある場合に、2回不落札があつたりすると31年度の完成というようなこともできなくなってくるので、なるべく後ろを延ばしたくないということで、工事のやり方、あるいは議会での議決のとり方等を工夫させていただきたいということで、ちょっと提案ということで書かせていただいています。

まず、1点目としましては、下の全体工程の表があるんですけども、その一番上の地盤改良工事と庁舎棟工事があるんですけども、これはもともと1つの工事として計画をしておりました、9月議会で議決をいただいて、10月から着工に入りたいというふうな考え方をしておりましたけども、工期を延ばしたいということがありますので、先行して実施できる部分、地盤改良部分というのは、本庁舎棟の工事から切り離せばもう少し早く発注することはできますので、ここの部分について切り離して、4月以降、早急に準備をしまして、6月議会で議決をいただいて、進めていきたいというふうに考えています。（2）のすぐ下に書いてあるところの29年4月中旬、先行発注で6月中旬議決という、ここの部分でございます。

それから、残る部分ですね、庁舎棟から以下の部分で、庁舎棟、それから電気の2本の工事、それから給排水、昇降機につきましては、これは、もともと予定しておりました6月中旬に発注をしていきたいというふうに考えております。ただし、これまでは9月議会の中の定例の議決日、20日ごろになるんですけども、そこで議決をとって進めれば十分だというふうに考えておりましたけども、先ほどの話で、できるだけ工期をとりたいということがありますので、9月議会の開会日、あるいは一般質問の前というような、先議での扱いをしていただいて、ここでも2週間ぐらいの工期を生み出したいなというふうに考えております。こういうようなやり方で、提言のほうで組ましたもの、全体工程に出してあるような分離分割という方針が出ていますので、この分離分割の中でうまく組み合わせることによって実質的な工期を延ばさせてい

ただきたいというふうに考えています。残る工事につきましては、29年の10月に2次発注というような形で市民交流棟と空調換気を足していきまして、12月議会で議決をいただき、工事に入りたいというふうに考えています。

あと、植栽につきましては31年度の工事ということで、これにつきましては本体工事に余り影響がありませんので、万が一多少おくれてもこの部分だけは大丈夫だということで、最終的な工程の部分にこのあたりを回しております。こういうような考え方で発注手続を進めさせていただきたいというのが（2）の説明でございます。

最後の2番、全体工程ですけど、ちょっと繰り返しになりますけども、この全体工程の表をあらわしておりますのは、先ほど次長が説明した提言をいただいて、提言を尊重する中で、分離分割をする中で合理的に考えて全体の工事に支障がないようなというようにすることで、提言をいただいた上で市のほうで考えた分け方ですけども、11本、こういうような考え方でやっていきたいというふうに思っています。それで、この表で丸がついているものがありますけども、この丸がついている中の上から3つの庁舎棟、電気の受変電設備、それから空調換気ということにつきましては、高度な技術が必要で資本的にも高額な資本に耐える企業でなければだめだということで、市外も参入可にするという部分がこの上の3つでございます。それから、一番下の昇降機につきましては、これにつきましては、エレベーターを設置するメーカーというのが鳥取市内にないものですから、従来から鳥取市は市外を対象にきていますので、これはそういう理由から市外に出していきたいというものでございます。

ということで、実施設計段階ではありますけども、当初予算を組んでいくに当たりまして、市として考えている方針、それから、提言受けての分割の考え方ということの説明させていただきました。以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 検討委員会の提言とか概略スケジュール、概算工事費等を説明いただきました。

委員の皆様、御質問なり御意見ございましたらお願いします。

◆米村京子 委員 済みません、よろしいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。分離発注っていうことでここには書いてあるんですけど、その次のページが、やっぱり市外でないとなかなか難しいところがありますね。その前に、市外の業者になった場合、要するに市内業者が頭になるのか市外業者が頭になるのか、その辺のことをちょっと教えていただきたいのが一つと、もう一つが、そういうジョイントを組む場合の鳥取市の業者、どれぐらいどの程度いるのかということは把握されているんだろうかということだけをちょっと教えてほしいです。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 市外も入れるという、そのJV、3つの考え方なんですけれども、必ずしも市外が代表企業、親企業にならなければいけないということで市内の企業が代表企業になるという可能性もあると思いますので、その場合は当然、全部市内になるんですけども、逆に市外が代表企業になる場合ということであれば、当然、市外で代表企業になるんですが、親

が市外で子供のほうが市内ということに自動的になってくる。まず、決め方として、特に本庁舎棟に関して言えば、市内、市外にかかわらず、最初に代表企業を決めるという仕組みですので、そこで決まった社が市内であれば、当然、親のほうも市内。市外が親に決まれば、親が市外で子が市内というような形になっていくということでございます。

それから、そのかわれる業者数ということになるんですけども、4月以降、また基準が変わるかもしれないんですけど、今の基準でいうと、建築は市内Aランクが15社あるので、その15社が子供にはどこもなれる可能性があるのだろう。ただ、親の場合であれば、やはり免震装置に携わった経験があるかないかとか、ある一定規模の公共施設を建てた実績があるかどうかというような、入札時の、発注時の条件がつくと思いますので、それはさすがに全社ということではならなくて、例えば免震ということに着目すれば、市内で免震に携わった経験がある社というのは4社ということになってきますし、そういうような条件づけにつきましては、今後引き続き検討していくことになっていきますけども、親になれる業者というのは限定をされていく。子になれる業者というのはとりあえずAランクに入っているという企業ということで考えていただければいいのかなと思います。電気とか空調、管工事等についても同じような考え方で。ただ、最初に親を決めるっていうのは本庁舎の部分だけなので、ほかの電気工事、管工事等については、みずから交渉をしていただいてJVを組んでいただくということになっております。

◆米村京子 委員 じゃあ済みません、もうあと一つちょっと。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 本庁舎側の建築のほうは、意外と頭が誰が決まってというのはわかりやすいんですけども、この電気と空調、これに関しても、正直言いますと市内業者ってきついと思うんですけども、業者として、どれぐらい把握してらっしゃるか、その辺もあわせてお願いします。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 同じようにAランクということではいいますと、空調等の管工事ですね。管工事はAランクが16社、それから電気がAランク17社ということですので、そこがまず対象になっていく。ですので、おっしゃるように、Aランクの中でもやはり体力差というのはありますので、そういう中で比較的Aランクでも上位にランクされる社とそれ以外の社でJVを組まれるとか、場合によっては大手〔聞き取り不能〕同士で組んでくる場合もあるかもしれませんが、そういうようなことはみずからやっていただくということになります。会社の数としてはJVを4つ、5つ組めるぐらいの社数としてはあるというふうに理解をしています。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 済みません。庁舎棟の宣伝方法について総合評価か価格評価かというような、今後の検討になっているんですけども、これ、総合評価でいこうといった場合に、どういう観点で評価するとか、そういった中身がありますよね。そういったことを決める検討委員会っていうか、そういう委員会を立ち上げるのかどうか。もしそういうものをつくるのであれば、このスケジュールでいえばどのあたりにつくられるのかっていうこと。

それと、それ以外の、例えば電気だとか庁舎棟以外のところについては、これは価格のみの一般競争入札ということで理解していいのかどうか、その点、教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 まず、委員会を設けるかどうかということですが、新たな委員会を設ける予定はありません。この委員会の中でそこも含めて検討していただくということになっていましたので、その中で最終的には、結局、スケジュールに間に合わせるということが重要でありますし、まだ今すぐ発注ではなく、発注時点でどのような参加意欲があるかどうかですね。企業のほうの余力があるかないか、参加意欲があるかどうかということで、やはり、引き続き検討しながら選んでいかなければいけないということもあってこういう提言になっていますので、そこはもう状況判断という世界だと思いますので、いい悪いということを委員会で議論をしていただくというよりも、もう鳥取市のほうで状況判断して決めていかなければいけないというふうに思っています。

スケジュールも、言われるように新しい委員会を設けませんけども、発注から考えると、3月末なり4月の初めなりには方針を決めておかなければいけないというふうに思っています。

それから、本庁舎棟を除く電気と空調の発注につきましては価格でということになります。鳥取市そのものの今の一般的なルールが基本的には全部価格競争ですので、その価格ということで、この委員会の検討でもそこはいいんじゃないかと。本庁舎棟だけが鳥取市にめったにならぬぐらい大きな規模で異例なものなので、そこについてはいろいろ考えたほうがいいでしょうということで2つの評価、議論になりましたけど、それ以外についても価格でということになっております。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい、わかりました。

この、今ある検討委員会のほうが、今回このような提言を出されて、それで、庁舎棟に至っては総合評価か価格評価かということで、その後の判断は市が判断するよということなんですが、市のほうが、例えば総合評価でいこうと決めた場合に、どういった観点で評価するかっていうのは、この提言出された検討委員会のほうが検討するとか、チェックするとか、新たなものはつくりたくないわけなので、今あるのはこの委員会しかないの、そこがかかわっていくと理解をすればいいのかどうか、その点はどうですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 仮に総合評価を選択した場合には、専門家2人の意見を聞かなければいけないということになっていますので、今回の委員会はそういう専門家を入れた委員会ですので、この委員会の中から2名程度の方に設問が妥当であるのかとか、採点結果は妥当であるのかというようなことはかかわっていただくことになるようになります。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そうしましたら、仮に総合評価になった場合に、選定するのはこの委員会の人じゃなくて市が選ぶんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 選定は、総合評価といってもどういう総合評価をするかはやはり発注側が考えなければいけないですね。ですので、こういう評価項目でいきましょうということをまず市が考えなければいけませんし、それについて専門家の御意見を聞いて、それで妥当なんじゃないだろうか、もうちょっと何か考え直してこれを加えたほうがいいのかというような意見を聞く段階でまずかかわっていただく。それで項目と採点を決めた後は、採点は誰がやらなきゃいけない、いろんなやり方があります。委員がやる場合もありますし、事務局がやる場合もあるかと思えます。採点はそこで決めまして、その結果、また採点結果、これを正式に決定していいかどうかということでまた御意見をいただいて決定していくということになりますので、ポイント、ポイントで絡んでいただくということになってきます。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 設計業者を決めるときには、市の方も入ったその検討委員会みたいな何かそういうところで、プレゼンもあって評価をして決められたじゃないですか。そういうような形をイメージすればいいのかね、それとも、さっき言われた、節目節目でちょっと何か見てもらうというか、かかわってもらうっていう言われ方をしましたけども、この庁舎棟を建てるときの評価する組織ですよ、その考え方っていうのがどうしたらいいのかって、今、ちょっとわからないので。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 設計のときのプロポーザルは公開のプレゼンテーションなんかもしてるんですけども、あの時点は全く何の形もない中でどういう庁舎が望ましいかということを決めているということで、ああいうやり方をしているということなんです。今回の場合は、設計業者が決まっています、基本的に設計方針があり、パースもあり、動画も見ていただきましたけども、細かい部材も、こういう品質もどうのこうのと決めていっているの、それを尊重して物をつくる限りにおいては、そういう行為は必要ないというふうには今思っています。そこまでやるような総合評価もありますが、そういう場合は、一般的な設計、施工一体型のようなもので、設計の段階から工事を含めてその社に任せることによって、いろんな方式があるものなんですよね。体育館を建てるにしても屋根をドーム的な屋根にするのかとか、普通に鉄骨を組んでやっていくとか、構造上全く違うようなものっていうのがあったりしますので、そういう場合は、同じような総合評価のプレゼンを受けて、そこでどういうやり方を決めるかということが非常に大きな問題になってくるので、そこに労力を使うというやり方はあります。

ただ、今回の場合は、ここまで設計が固まっていて基本的には設計どおりにやっていくということなので、そこまで必要ないと思えますし、一番徹底的にやる総合評価からすると、技術提案を求めたり、工期がどうなるかとか、価格がどうなるか、何にもかんにもっていうのはあるんですけど、ここまで進んでいる中で設計を変更して建築確認のスケジュールをふやすような考え方っていうのは鳥取市の場合もありますし、ただ、これくらいふえたらもっとこういうものがあるよという提案を受ける余地もありませんので、ですので、そういうことからすると、総合評価をするとしてもどういう項目に配慮して採点をしていったらいいかということだけだというふう考えているので、設計と同じようなことをする必要はないと思っています。

すし、それをやってしまうと、今説明しました発注スケジュールというのを大幅におくらせていくことになりますので、それは考えてないです。

◆米村京子 委員 いいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 横山委員。

◆横山明 委員 済みません。今、選定方法のことで価格評価と総合評価ということを言われているんですけども、価格評価はイコール100として、総合評価は入札価格プラス価格以外の要素という割合で100とした場合にどういう割合をとられるのか、わかっているならば教えていただきたいんですけども。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 まず、どちらを選ぶかもまだ決まっていますので、特に価格幾ら、技術点幾らということはまだ今後の検討課題ですね。おっしゃるように、そこが重要なところでして、価格を例えば90にして技術を10にするというようなことであれば、総合評価による価格の逆転というのは起こりにくくなりますけども、逆に価格が40で総合評価のほかの項目が60%というようなことをしてしまうと、入札された価格ということがあんまり意味がなくなってきてそれ以外の要素で決まっていくということで。ですので、それはもう本当にそれぞれの発注者側の考え方にもよることがありますので、イメージとすれば、私たちが感じているイメージとしては、やはりいい提案があっても価格を物すごく上昇させていいような環境には鳥取市はない中で議論を進めてきていますので、やはり、どちらかという、価格に配点を多く置くような総合評価をもしやるとすれば、やっていくことになるんじゃないかというふうに思います。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。

◆横山明 委員 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。あと1点なんですけど、先ほど伊藤議員さんが言われたように、いろんな総合評価とかそういうことになってきたりすると思うのと、その設計がきちっとしている、今度、庁舎とか、それと、電気とか空調なんか決める場合の、要するに業者を決める場合、プレゼン、そういうのはその期間の中ではされるのでしょうか。私たち公開ではないってことがわかったんであれだったんですけども、やっぱりプレゼンみたいなことをされながらの発注みたいな、総合評価とか、そういうところになってくるのでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 市の一般的な公共事業は全部そうなんですけども、価格競争で発注するに当たってのプレゼンということは当然ありませんで、こちらが提示した設計書と発注条件をクリアしていただいて価格を入れていただくというふうに、プレゼンテーションというのは基本的には考えられるんですね。そのする場合であるとすれば、総合評価を選んだ場合に総合評価にプレゼンをやるということはあるんですけど、少なくとも提言の範囲においても、本庁舎棟以外は価格が妥当という提言をいただいておりますので、価格のみで評価していくという考え方を進めていきたいとは思っています。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 既にもう、じゃあ、その中でのプレゼンはないっていう判断をしといたらよろしいんでしょうか。それとも一つ、そういった形で、いろいろ分離発注とかそうなるのに、まだ何となく地元で全部とれるっていう、何かなかなかないんですけども、それがやっぱり総合評価とか価格評価を決め手になってなかなか県外がとる場合だってあるんだよっていうことを認識しとかなくちゃいけないかなと思ってるんですけど、どんなもんなんでしょうね。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 2枚目の、この黄色いスケジュール等も書いてある表を見ていただきたいんですけども、今回の提言、分離分割発注ということで、それに沿ってということで11の工事に分けさせていただいているんですけども、この丸がついてないものは必ず地元が全部とるということになっていますので、こういう分け方をすることで4割ぐらいは事業費は地元にはまず落ちるだろうというふうに考えられます。それで、この丸がついているものに関して市外が代表企業になった場合であっても、少なくとも3割以上は地元ということに、JVを組む中での資本割合というんですかね、そういうものになっていくと思われまますので、ですので、そういうことを勘案すれば、おおむねこの枠組みができた段階で5割程度は地元が発注をされるということは、ほぼ確定をしたんじゃないかなというふうに思っています。

ですので、あとは庁舎、電気、空調、電気、空調は自分たちでJVを組んでくるの何とも言えないんですけど、庁舎棟とかで、仮に先ほど言われたような総合評価を入れて地元の割合を非常に高くしてくださいというようなことで、高くすることに配点を加えるというようなことはできるかもしれませんが、そういうことがなくても、今の段階でも5割ぐらいは確保できるんじゃないかなというふうに思っています。

ですので、まだあと考えなければいけないのは、先ほどの提言でもあったように、なぜ市のほうで判断をというふうに委ねられたかといいますと、地元業者がどの程度余力があるか、仕事を請け負える余力があるかということが非常に大きくかかわってきまして、Aランク15社あれば15社が全部、自分たちが余裕があつて、技術者もいて、本庁舎1本向かってきますよみたいな環境にあれば、いろんなハードルもかけてもいいと思うんですけども、今、私たちが久米設計とか聞いている中で、地元企業もかなり人のやりくりが苦しい、自分たちが抱えている工事も多くあつて、自分たちが抱えている工事を工期内に精いっぱいやるのもなかなか苦しいというような状況の中にあるので、そこであんまり狭い範囲で限定してしまつて、親も地元、子も地元みたいなことを必須としてしまつたら逆に手が挙がらないような感じですけどね。出てくるんじゃないかということが、我々もそうですし、設計者もそうですし、検討委員会の委員さんもそうだったので、ですので、そこは実際に発注に至る中でよく見きわめてもらつて、特に評価方式なんかのことに 대해서는 考えてくださいという。幾ら地元がたくさん、地元企業をたくさん使ってください、そういうJVを組んでくださいっていうような要求をして、そういうことに高い配点をしても、地元はもういっぱいだから、そんなことを言われたら逆に困るっていう場合もあり得るんですよ。

ですので、そういうことで、やっぱりそういう全般的なことを考えながら評価の仕方って

うことは選んでいかなきゃいけないですよっていうのが提言の内容ですので、そういうことを理解していただいて、ちょっとその辺も御理解いただいた上で市のほうでも検討を続けたいと思っていますし、逆に、きょう、こういういい機会をいただいているわけですから、この特別委員会の中でも何か物すごく、絶対どっちでなければいけないとか、どうすべきだというような御意見があるのであれば、それも逆に意見をお伝えいただいた上で、私たちが引き続き検討をしていきたいというふうには思っています。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

じゃあ、そのほかどうですか。よろしいですかね。

そうしますと、以上で終わりますけど、その他、執行部ありますか。ありませんか。

そうしますと、以上で第31回新庁舎建設に関する調査特別委員会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午後1時47分 閉会